

令和 5 年度 第 2 号
令和 5 年 12 月
研究推進・地域連携センター

立正大学における研究不正防止に関する啓発活動の一環として、本学における取組や不正発生要因への対応等を定期的にお知らせいたします。

●コンプライアンス教育・研究倫理教育受講のお願い

立正大学不正防止推進委員会にて、本学での研究倫理教育の受講頻度を「5 年に 1 度以上」との見解が定められました。

本学では研究倫理教育として Aprin という e ラーニングシステムを導入しており、その受講状況を毎年文部科学省へ報告しています。科研費等を受けている研究者のなかで未受講者がいる場合、大学は管理条件が付与され、資金配分を停止される可能性がございます。受講済みであっても最後の修了から 5 年が経過される方も多くいらっしゃいますので、定期的な受講をお願いいたします。文部科学省は、競争的資金等の運営・管理に関わる、すべての研究者・学生・職員に対し、研究倫理教育の定期的な受講を義務付けております。

※Aprin の受講方法が分からない方は研究推進・地域連携課へご連絡ください。

また、Aprin 以外では日本学術振興会が運営している研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」もございますので、ぜひ積極的なご受講をお願い申し上げます。

研究倫理教育

- ・ Aprin : <https://edu.aprin.or.jp/>
- ・ eL CoRE : <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

●備品の管理の徹底について

備品の管理については「立正大学学園固定資産管理細則」に基づき必要な事項が規定されております。「登録されている備品の現物が確認できるか。」「管理番号ラベルが識別しやすいところに貼付されているか。」「登録保管・設置場所に備品があるか。」等の観点についてご確認いただくとともに、研究者の皆様へ改めて備品管理の徹底をお願い申し上げます。

●科研費等公的研究費をお持ちの皆様へ 年度末の経費執行等の手続きについて

科研費につきましては年度ごとに実績が算出されますので、「科研費プロ」等で執行状況をご確認いただき、代表者・分担者に関わらず科研費の管理上、3 月の第一週目までには執行を完了するようにお願い申し上げます。

経費執行については「令和 5 年度公的研究費取扱要領」を各自ご確認ください。

●研究における不正使用事例

文部科学省「研究機関における不正使用事案」のうち、「二重投稿」に係る事例を紹介いたします。(参照：https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

項目	内容
不正行為の種別	論文の二重投稿
不正が行われた年度	令和元(2019)年度
研究機関	K 大学
不正が行われた経費 名称	該当なし
概要	<p>【契機】 元 K 大学助教が投稿した論文が、二重投稿により掲載取消しになっている旨、学外から情報提供があった。</p> <p>【調査方法】 元K大学助教（責任著者、以下A助教）、元K大学教授（共著者、以下B教授）、他大学教授（共著者）、他大学教授（当該論文の謝辞に記載されている研究課題の研究代表者）を対象とし、二重投稿により掲載取消となった和文論文と先行して発表された英文論文を調査。論文誌の投稿規定の調査、二重投稿により掲載取消となった和文論文と先に発表された英文論文の比較調査、調査対象者への事情聴取、掲載取消となった和文論文の投稿等に関わる経費の支出実績調査、掲載取消となった和文論文及び掲載料を支出した経費の研究提案書との比較調査を行った。</p> <p>【結論】 A 助教が投稿した和文論文は、先に発表された英文論文と同じ研究成果の重複発表で論文掲載誌の投稿規定に反しており、調査委員会において 2 つの論文の記述、図、表及びグラフ等を比較調査した結果、全てにおいて高い類似性が確認され、英文論文について引用の記載がなく、参考文献も大幅に少ないことが確認された。共著者の B 教授については、適切な研究倫理教育や研究論文の指導・助言が充分ではなかった点において、共著者（第二著者）として求められる役割や、責任を果たせていない側面があることは否めない。具体的には、和文論文と英文論文を投稿することは認識しており、また、それぞれの論文の内容も把握していたことから、論文の二重投稿になることを予見できたにも関わらず、それを防げなかった責任は重く、K 大学規則に基づく研究活動上の不適切な行為である二重投稿に関与があったと認定した。</p>
発生要因	A 助教は、二重投稿による掲載取消しとなった和文論文について、先行して発表された英文論文とほとんど同じ図表と直訳に近

	<p>い文章で執筆されているにも関わらず、引用の記載がなく、参考文献も大幅に少ないなど、研究者としてわきまえるべき研究倫理の基礎的知識が欠如していた。また、既に発表した研究成果であっても、一定程度の差分を加えれば二重投稿には当たらないと考えていたことから、認識の甘さが伺える。他方、これまで多く論文を発表していた論文誌の掲載規定を拡大解釈して、学会発表と論文掲載を同一視し、二重投稿にならないと誤った認識をしていたことも要因の1つと考えられる。これらの問題の根本には、論文誌によって二重投稿の基準が異なるとの理解の下、ごく一部の関係者でのみ通用する運用基準さえクリアすれば問題ないと認識していることや、研究室の主宰者である B 教授による論文指導や共同著者による相互確認が十分徹底されていなかったことも、今回の事態を招いた要因の1つである。</p>
<p>研究機関が行った措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・論文の取り下げ：二重投稿による研究不正と認定した論文は、論文誌において、既に掲載取消しが決定し、その旨公開されている。 ・被告発者に対するK大学の対応（処分等）：A 助教及び B 教授は、既に退職して K 大学教員ではなかったため、K 大学の規則上処分の対象とはならない。
<p>発生防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師を招き「論文投稿のポイントと研究倫理」をテーマに研究者及び大学院生を対象に研修会を開催する。 ・学生向けの研究倫理教育パンフレットを作成し配布する。 ・K 大学で導入している剽窃チェックソフトの利用率を高めるため、教職員へ周知を行う。 ・研究不正について、研究主宰者や大学院生など異なる立場で体験できるバーチャル体験型の学習シミュレーションのソフトを用いて、これまでの知識・理解とは異なる研究倫理に対する価値や態度に重きを置いた研修を行う。 ・英文論文と和文論文の二重投稿の防止策としては、画像検索ソフトを利用して図表やグラフの類似性をチェックすることを推奨する。 ・論文の二重投稿を防ぐ対応策として、具体的な例示によりわかりやすく規定してある学会等の論文投稿ガイドラインを参考に研究者等へ周知する。

【本件担当】総務部 研究推進・地域連携課
品川キャンパス
〒141-8602 東京都品川区大崎4-2-16
電話：03-3492-8152
熊谷キャンパス
〒360-0194 埼玉県熊谷市万吉 1700
電話：048-536-6019
共通メールアドレス：shien@ris.ac.jp